第四百四十九条第六項第一号	資本金	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金

（機構の借入金及び社債発行の限度額）

第三条　法第三十九条第二項に規定する政令で定める金額は、五千億円とする。

（中小企業信用保険法の適用）

第四条　機構が法第十六条第一項第一号に掲げる業務を行う場合には、機構を中小企業信用保険法第三条第五項に規定する政令で定める者とする。

（主務省令）

第五条　この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

（復興庁組織令の一部改正）

2　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行令（平成二十四年政令第三十七号）	第五条	内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令
		内閣府令・復興庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三十八号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「原子力損害賠償支援機構」の下に「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第五条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十五　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構